

意見書及び公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解

○意見書の提出総数 2通

○公聴会における公述人の公述 3組（起業者含む。）

【一般国道468号新設工事（首都圏中央連絡自動車道）[有料道路名「東京湾横断・木更津東金道路」】

意見書及び公述の要旨	認定庁の見解
<p>圏央道の公共性並びに公益性は十二分に解っているし必要性も感じているが、事業に協力してきた者に対してまでも、事業認定・土地収用法を適用することには絶対反対である。</p>	<p>事業の認定は土地収用法の手続の一部であり、土地収用法第20条各号の要件について審査し事業の公益性を判断する手続である。</p> <p>事業の認定をすべきか否かの判断は、事業への協力者の有無に左右されるものではないため、本件事業認定において考慮すべき事項ではないと考えられる。</p>
<p>地権者・地元地区との圏央道に関連した様々な約束事項が守られていない。誠意をもった対応をお願いしたい。</p>	<p>用地交渉の過程での問題であり、本件事業認定において考慮すべき事項ではないと考えられる。</p> <p>なお、起業者からは任意協議を継続すると聞いている。</p>